

投稿 No.	ご質問	回答
1	<p>1. 建設コンサルタント業務等の契約状況／R 3 実施方針／留意事項資料P34～36 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更について</p> <p>・企業の成績評定平均点、企業及び技術者の優良表務表彰等：これまでは公示と同一業種区分の業務が評価対象とされていましたが、R3.8月以降は業種区分に関係なく評価対象となるのでしょうか。</p> <p>ご確認よろしくお願いたします。</p>	<p>令和3年8月以降の業務成績及び優良表彰の評価対象の業種区分は、引き続き同一業種区分を対象として継続します。</p>
2	<p>R3.8以降は、技術者評価の対象が、“関東地整の平均【技術者】評点”から“全国国交省の平均【業務】評点”に変更されるという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>その際、照査技術者としての実績は算入対象にならないという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>令和3年8月以降はも引き続き、参加表明者（企業）は業務の平均業務成績、予定技術者は管理（主任）技術者または担当技術者の役割における平均技術者評点ともに、平均業務評定点（※）が業務成績の評価対象となります。</p> <p>これまで同様、照査技術者の役割による実績は、業務成績の評価対象とはなりません。</p> <p>※「業務評定点」とは、「地方整備局成績評定要領」に基づき通知されるものを指す。（以下同じ）</p>
3	<p>予定管理/主任/照査の平均評価点を算出する場合、（プロポは全国）、（総合評価は関東地整）の過去4年間の平均評価点となるのでしょうか。又は（プロポ、総合評価）に関係なく、関東地整の評価点を有していても（全国）の平均評価点になるのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>資料34ページに記載の業務成績については、予定技術者の平均業務評定点技術者評点の評価対象となる期間は、入札・契約手続き方式に関わらず、これまでと同様、過去4箇年度（毎年8月に年度切替）です。</p> <p>また、発注方式に関わらず、関東地整の実績を有していても、全国の国交省等の実績にて平均業務評定点技術者評点を算出します。</p>
4	<p>『令和3年度 入札・契約、総合評価の実施方針〔コンサルタント業務〕』の34ページに記載がある、「業務成績評定点の評価基準」について質問です。変更内容が適用されるのは、企業の実績についてのみでしょうか、もしくは企業・主任技術者の実績双方についてでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>参加表明者（企業）の実績と、予定技術者の両方とも、全国の国交省等の実績が優先順位1位となります。</p>
5	<p>令和3年度入札・契約、総合評価の実施方針P34において、業務成績評点の評価基準が、関東地整の平均から全国の平均に変更となりますが、これは企業、管理技術者の両方が全国平均に変わるということでしょうか。また、この方針は他の地整も同様でしょうか。</p>	<p>No.4の回答をご参照下さい。</p> <p>なお、HPにある実施方針については関東地整における発注に適用するものであり、他地整においては、各々が公開している情報をご確認下さい。</p>
6	<p>◆説明資料P 3 4 2-1【業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更】について</p> <p>・技術者評価の評価基準も同様に、全国実績評価へ変更となるのでしょうか。</p>	<p>No.4の回答をご参照下さい。</p>
7	<p>ダウンロードファイル「1. 建設コンサルタント業務等の契約状況／R 3 実施方針／留意事項.pdf」のページの右下番号3 4「業務成績評点、優良～」に関して対象は参加表明者だけですか、それとも「主任担当者や照査技術者」だけですか、それとも両方ですか。</p> <p>ご教授お願い致します。</p>	<p>No.4の回答をご参照下さい。</p> <p>これまでと同様一平均業務評定点成績評定の評価対象は管理（主任）技術者及び担当技術者となります。</p>
8	<p>『令和3年度 入札・契約、総合評価の実施方針〔コンサルタント業務〕』のページ番号34について、ページ下部 ※ 1 に記載の「国交省等」には、国土交通省航空局を含まないという認識でよろしいでしょうか</p>	<p>ご認識のとおり、含みません。</p>

投稿 No.	ご質問	回答
9	<p>ファイル名「1. 建設コンサルタント業務等の契約状況／R 3 実施方針／留意事項」の33ページに記載されている「災害活動証明書」について、災害活動に携わらせていただいた場合でも証明書の発行がない場合がございます。その場合、証明書の代わりになる書類としては具体的にどのようなものが該当致しますでしょうか。</p>	<p>関東地整における災害活動実績においては、発行される「災害活動証明書」の代わりになる書類はありません。</p> <p>また、関東地整における災害活動で、「災害活動証明書」の証明書が発行されていない場合、個別に発注事務所または技術管理課へお問い合わせ下さい。</p> <p>関東地整以外の災害活動実績においては、確認できる契約書等（契約書、協定書、証明書の写し（協定名、災害名、活動実施場所、完了日が各機関の証明があるもの））を提出願います。</p>
10	<p>説明資料P 3 4 2-1【業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の国交省等発注業務の平均成績評定については、これまでと同様に自己申告でしょうか、もしくは入力不要となるでしょうか ・平均成績評定を算出する際は、これまでと同様に業種別（土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務）に算出するのでしょうか 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務成績については、入力不要となります。評価対象期間の実績を全件記載の上、提出を求めめる方向で検討しています。 ・業務成績の評価対象となる業種区分については、従来と同じく、以下のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 参加表明者（企業）の場合、発注業務の業種区分における平均業務評定点成績を用いて評価 2. 予定技術者の場合、土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務での平均業務評定点技術者評点を用いて評価
11	<p>43ページ PPIで閲覧可能な情報について。</p> <p>予定価格の積算内訳、業務設計書、技術点評価結果に関する質問です。</p> <p>これらの詳細な公表基準がありましたら教えてください。</p> <p>例えば、どのような業務だと、積算内訳のみ公表になるのか、どのような業務だと、業務設計書が公表になるのか、また予定価格や業種区分、発注事務所、本局などによる公表の条件、有無があるのか、などです。</p> <p>宜しくお取り計らいください。</p>	<p>業務内容・業種区分・発注担当部署による公表可否の判断をするものではなく、原則「予定価格の積算内訳、業務設計書、技術点評価結果」全てを公表します。ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が100万円を超えないものを除きます。</p>